

至急

0383

軍務第二十七號

軍務局長(前) 第二課長(前) 司 員(前)

昭和三年六月五日 發布 濟 軍務局長
通信省管船局長宛

航路標識設置ノ件

軍事上ノ必要ニヨリ左記挂燈浮標ヲ六月廿日迄設置致候條告示方至急御取計ヲ得度
右照會ス

記

一、位置 伊良湖水道朝日礁神島燈基ノ四〇度二分一

三〇〇米

二、燈質 白色閃光毎四秒ニ一閃

海 軍

模造半葉十三行界紙

(件)

三、光達距離 十一呎

四、明 弧 全度

五、燈ノ高 三米

六、浮標構造 紅塗円筒形上部格子製櫓

終

模造中葉十三行露紙

海軍

0385

軍務局

第二課

昭和三年六月五

二燈隊長

軍務局長宛



東京無線電信所六六返左、通リ
 光遠距離八埋燈、高三米浮標構造
 塗色紅塗、円筒形鉄造上部格子製、槽明
 弧全周、位置浮標より上島燈臺二〇度二分一
 三〇〇米

海軍

横道中葉十三行罫紙

軍務局
 3.6.5
 受接

9880

陸軍大臣
逓信局長
官印局長

長官
司令官
參謀長

送付通電書

受信通電書

海軍無線電報用紙

文 種	信 送										所 經 信 着				昭 和 年 月 日	
	受信者 送信日時分 信務者解否										信 受 所 經 信 着 送 所 信					
以 接 3.6.5.	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	日 午	信 務 者	午 時	日 時 分	第 一	一 長	者 信 着
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	凡 2	11 時	05 分	四 五	四 五	
91	ゼ	セ	シ	ス	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	定 指	着 信 着	カ		附 表 第 六 (様 式 第 二)	
	セ	シ	ス	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	カ				
	シ	ス	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ハ	ニ	カ					
	ス	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ニ	ハ	カ						
	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ハ	ニ	カ							
	タ	チ	ツ	テ	ト	ニ	ハ	ニ	カ							
	チ	ツ	テ	ト	ニ	ハ	ニ	ニ	カ							
	ツ	テ	ト	ニ	ハ	ニ	ニ	ニ	カ							
	テ	ト	ニ	ハ	ニ	ニ	ニ	ニ	カ							
	ト	ニ	ハ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	カ							
100	90	80	70	60	50	40	30	20	10			記 号				

4880

長官 司令官
副官 参謀長
副信長 逕信長
副信長 逕信長
逕信長 逕信長
逕信長 逕信長

長官 司令官
副官 参謀長
副信長 逕信長
副信長 逕信長
逕信長 逕信長
逕信長 逕信長

受通信通書

海軍無線電報用紙

受通信通書

文字	送信										受信					送信所	字	號	所	信	者	指	費	記事	昭和	年	月	日				
	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	時分														時分	時分	時分	時分
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	分	分	分	分	分	分	者	者	者									

附表第六（様式第二）

8880

軍務局

第一課長

前田

録

録

録

録

録

録

録

録

録

録

録

録

第一艦隊長

電報

至急

軍務局

第二課長

録

六月五日起案
午前九時五分發電済

朝日艦

桂燈浮標

- 一、先達距離、二、燈ノ高さ、三、浮標ノ構造及塗色
- 四、明弧

海軍

模造半葉十三行罫紙

件

軍務局

6880

第二課(前)

昭和三年六月五日

二遊隊若澤長

軍務局長宛

当隊伊勢橋在伯中伊良湖水道朝日礁ニ左記
 桂燈塔標ニ設置セリ可然取計ニシテ
 一燈質白色内光毎四秒ニ一内光
 二設置期間六月一日ヨリ六月二十日迄デ

及澤 所記

海軍

模造半葉十三行露紙

軍務局
 第二課
 3.6.5
 受持

0600

郵政省 局長 局長 局長

海軍省 局長 局長 局長

電信通郵便

電信通郵便

海軍無線電報用紙

文	送										受信者				昭和 年 月 日
	信										所 經 信 者				
	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	信 受	所 經 信 者	送 信 所	費 門	
46	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	當 務 者	日 時 分	郵 箱 號	字	
	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	者	分	所 經 信 者	者	
セ コ フ ク セ サ イ ト ヲ ヲ ク オ ツ キ ド ハ ケ セ ト ケ グ タ キ ン ト リ セ イ ヲ ケ イ カ セ コ ヲ ハ リ ト ア エ イ シ ヲ ミ カ ミ ヲ サ ヲ セ ホ コ マ ツ ラ カ フ キ イ ヲ ヲ ヲ ハ イ ル ヘ セ ラ ン キ ン ト リ セ イ ヲ ケ イ ハ ベ コ ヲ フ = ス											定 指	若 信 者	記 号		
	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10					

五三三七五三 揚子江

附表第六(電報用紙)

軍務局長

第二課長

局員

昭和三年六月四日

軍務局長

新設隊務課長宛

電報 (至急)

六月四日起案
午前十時四分發電濟

商船ヨリノ通報ニヨリ、伊良湖水道朝日礁ニ柱
灯浮標設置シタル由ナルガ貴隊ニ於テ設置サレシ
モノヤ若シ然リトセバ、事前ニ通信省ノ同意ヲ得
ベキモノニ付、大正十一年軍務ニ第百四十一號(内令、
撥要六六頁一三)ニヨリ、此際電報ヲ至急ニ平送(撤
去期ヨリ所シ)サシ後

海軍

横造中葉十三行界紙

0393

編綴	2101	係務	3	20	永
機密		機密	發付迄	完結迄	永
機密		機密			

軍務機密第一五一號ノ六

軍務局長

第二課長(前出)

司員



昭和三年七月十六日 軍務局長
 通管船局長宛 發布済

航路標識設置ノ件

四月二十三日附船度第二一九號ヲ以テ御同意
 シ得タル首題ノ件十五日撤去致候
 右通知ス



海軍

模造半葉十三行野紙

軍務局

大西第一七五番二

昭和三年七月十六日

第二課

大湊要港部參謀長

海軍省軍務局長殿

航路標識撤去ノ件

本年度戦闘掃海用トシテ平館海峡ニ設置セシ
航路標識ハ本月十五日撤去致候

右通知ス

(終)



海軍

軍務局

0395

第二課

(留)

三、七、一六前九二二六〇

大湊港

大湊要港部參謀長

軍務局長

水路部長

平館海峡ニ設置セシ航路標識十五日撤去

海軍

明治三十四年三月

9680

水路部

軍務局

濟

第二課

〇

昭和三年五月十七日

〇

大湊要港部長

軍務局長宛

平館海峡ニ於テ浮標全部ヲ定通シ、十六日設置ス

海軍

模造牛葉十三行紙

水路部
3.5.17
受梅

第三課
3.5.17
受梅

2680

通信長 副通信長 通信長 常任將校 口係者

長官 司令官 參謀長 係

送信通過管

受信通過管

海軍無線電報用紙

文 譯	送										着信機所				昭和 。年 月 日
	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	日午	受信機所	送信機所	受信機所	送信機所	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 受接 3.5.17 </div>	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	當務者	當務者	當務者	當務者	
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	
<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">50</div>										<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">3.5.17</div>				<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">44</div>	
<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">100 90 80 70 60 50 40 30 20 10</div>										<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">44</div>					

附表第六(様式第二)

海軍

天保機密第一七號、四四

昭和三年五月七日

第二課課長

本務の大體要道部参謀



軍務局濟

姉夜海軍志軍務局白口長取

航路標識ニ関スル件

予後海峡、航路標識ハ五月十日設置ノ下ニ先般御教
 出セシ處、十のり、十のり迄、丁部標置、航路標識が方面ニ
 於テ航路標識ヲ施行セラルトト本年防備隊艦隊
 部共之、助カケルニ必要アルヲ以テ作業、部員上十六日
 以テ航路標識設置ニカキトト致事、係在内容、至五
 牛至、航路標識設置ニ於テハ電報ヲ以テ御報告申
 上ヘテ候

(左)

8680

軍務機密第一五號ノ五



水路部長

6680

軍務二機密第一

五

號ノ白

軍務局長	第二課長	局員	昭和三十二年四月二十五日	大要參謀長宛	航路標識設置ノ件	四月十二日附大要機密第一七號ノ三一御協議ノ首題ノ件差支無之	右回答ス
------	------	----	--------------	--------	----------	-------------------------------	------

終

海

軍

陸海軍第十三行野紙

水路
3.4.25
受接

軍務局



0400

軍務二機密第一

五

號

三

船庶第二一九號

昭和三年四月廿三日

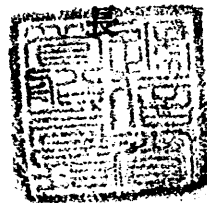
第二課

海軍省 軍務局長 殿

遞信省 管船局

航路標識設置ノ件

本件ニ關シ四月十六日附軍務二機密第一五一號ノ二ヲ以テ照會ノ次第有之候處右ハ別段異存無之ニ付告示方取計置候條了知相成度候



遞信省

3.4.23

至急

軍務局長



第二課長



局員

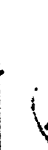
昭和三年四月十六日 濟 軍務局長

逓信省官船局長宛

第二課長



局員



教育局長



航路標識設置ノ件

軍艦訓練用トシテ五月十日ヨリ七月二十日迄

平館海峡ニ尤記ノ通航路標識設置敷度

協議ス

水路部長 濟

記

一 浮標位置

名稱 位置

第一 浮標 平館海峡内貝崎(三六〇ノ北) 度西二五〇米

明神鼻灯台ノ南七二、五度東

錐形浮標

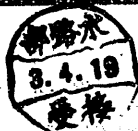
別

1060

軍務二機密第一五一號ノ二

海軍

模造牛華十三行昇紙



4.16

二、挂燈浮標要目

名	稱	位	置	燈	質	燈	高	明	孤	燈	高	構	造
第二浮標	第一浮標	北九度東三七〇米	同錐形浮標										
第三浮標	第二浮標	北九度東三七〇米	同										
第四浮標	第三浮標	北九度東三七〇米	同										
第五浮標	第四浮標	北九度東三七〇米	挂燈浮標										
第五浮標	第四浮標	北九度東三七〇米	挂燈浮標	明	白	五	全	四	米	紅	漆	附	

(終)

模造半葉十三行昇紙

海軍